

I 公害防止管理者制度について

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（以下「法」という。）は、製造業などの業種（製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業）に属し、かつ、一定規模以上の施設を有する工場（特定工場（法第2条））における公害防止組織の整備を図り、公害の防止に資することを目的としています（法第1条）。

- 水質関係公害防止管理者等を選任すべき工場（法第2条第2項）：資料11（119～125ページ）参照

<公害防止管理者等の届出一覧>（提出部数 2部）

| 届出の名称 | 条項 | 提出書類 | 届出期日 | 提出先 | |
|--|------------|--|--|---|-----------------|
| 公害防止統括者（代理人）の選任、死亡・解任届出書 | 法第3条第3項 | 様式第1 | 選任、死亡・解任の日から30日以内 （選任の期日は事由が発生した日から30日以内） | ④汚水等発生施設（第2項） ⑤騒音発生施設（第3項） ⑥一般粉じん発生施設（第5項） ⑦振動発生施設（第6項） ※1 ④～⑦の施設のみを設置している工場 | 春日井市環境保全課 |
| | | | | ①ばい煙発生施設（第1項） ②特定粉じん発生施設（第4項） ③ダイオキシン発生施設（第7項） ※2 ①～③の施設を設置している工場（④～⑦の施設を併設する場合は、当該施設の届出を含む） | 愛知県尾張県民事務所環境保全課 |
| 公害防止管理者（代理人）の選任、死亡・解任届出書 | 法第4条第3項 | 様式第2 （選任の場合は、公害防止管理者の資格を有すること証明する書類を添付） | 選任、死亡・解任の日から30日以内 （選任の期日は事由が発生した日から60日以内） | ※1に同じ | 春日井市環境保全課 |
| | | | | ※2に同じ | 愛知県尾張県民事務所環境保全課 |
| 公害防止主任管理者（代理人）の選任、死亡・解任届出書 | 法第5条第3項 | 様式第3 （選任の場合は公害防止主任管理者資格証明書類） | 公害防止管理者と同様 | 愛知県尾張県民事務所環境保全課 | |
| 承継届出書（公害防止管理者等の届出をした特定事業者について相続又は合併があったとき） | 法第6条の2第2項 | 様式第3の2 （相続又は合併の事実を証する書類を添付） | 遅滞なく届出 | ※1に同じ | 春日井市環境保全課 |
| | | | | ※2に同じ | 愛知県尾張県民事務所環境保全課 |
| 公害防止担当者の選任、死亡・解任届出書 | 県条例第99条第3項 | 様式第53 （選任の場合は公害防止担当者の資格証明書類） | 選任、死亡・解任の日から30日以内 | 愛知県尾張県民事務所環境保全課 | |

II 公害防止管理者等の届出について

法により、特定工場（法第2条）には、公害防止に関する業務を総括する公害防止統括者、公害防止に関して必要な専門的知識及び技能を有する公害防止主任管理者及び公害防止管理者の選任（いずれも本人及び代理者の選任が必要）が義務付けられています。

なお、公害防止統括者（同代理者）は選任すべき事由が発生した日から30日以内に、公害防止主任管理者及び公害防止管理者（いずれも同代理者）は選任すべき事由が発生した日から60日以内に選任する必要があります（法第3～6条）。

ただし、届出の提出先は、汚水等発生施設（法第2条第2項）、騒音発生施設（同条第3項）、一般粉じん発生施設（同条第5項）、振動発生施設（同条第6項）のみを設置している特定工場については、春日井市環境保全課となりますが、その他、ばい煙発生施設（同条第1項）、特定粉じん発生施設（同条第4項）、ダイオキシン発生施設（同条第7項）も併設する特定工場については、すべての届出について、愛知県尾張県民事務所環境保全課となります。

○ 各種届出の記入方法は、127～131 ページを参照

1 公害防止管理者等の種類

(1) 公害防止管理者（法第4条）

特定工場において、公害防止に関する技術的事項を管理するために一定の国家資格を取得した者。

水質関係の公害防止管理者の種類は工場の規模（排出水量）、工場に設置された施設の種類等により1種から4種に区分されます。

(2) 公害防止主任管理者（法第5条）

特定工場のうち、一定規模以上の大気、水質両方の施設を設置する工場に置き、公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する者。なお、一定の国家資格を必要とします。

(3) 公害防止統括者（法第3条）

従業員21人以上の工場に置き、当該特定工場においてその事業の実施を統括管理する者。国家資格は必要としません。

2 公害防止主任管理者及び公害防止管理者の資格の取得について（法第7条）

公害防止主任管理者及び公害防止管理者の資格を取得するには、毎年実施されている国家資格に合格するか、一定の条件を有するものを対象とする資格認定講習の過程を終了することが必要です。

3 公害防止担当者の制度について（県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年3月25日愛知県条例第7号）（以下「県条例」という。））

法により公害防止管理者を選任しなくてもよい工場において、水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる施設を設置するもの（公共用水域に排出される1日当たりの平均的な汚水又は廃液の量が500 m³以上であるものに限る。）は公害防止担当者を選任することになっています。（県条例第99条）

公害防止担当者は、公害防止主任管理者又は水質関係公害防止管理者の資格を有する者、または、汚水若しくは廃液を排出する施設又は処理施設の維持及び管理に係る実務に3年以上従事した者をもって充てることとされています。